

# 理事等における報酬及び交通費に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり自由学園（以下「学園」という。）の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会の外部委員（以下「理事等」という。）の報酬について定め、併せて理事等及び第三者委員の交通費について定める。

(適用範囲)

第2条 この規定において理事等及び第三者委員とは、定款の定めにより選任された理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員並びに理事長の委嘱を承諾した第三者委員をいう。

2 報酬の適用は、理事等に限るものとする。

## 第2章 報酬及び交通費

(報酬及び交通費の支給)

第3条 特に規定しない限り、理事等の報酬及び交通費の支給とする対象は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席、役員又は評議員としての職務上必要とされた場合の職務、研修会への出席等に対するものとする。

2 第三者委員の交通費の支給とする対象は、研修会の出席等に対するものとする。また、研修会の出席が終日におよぶ場合は、昼食代を支給するものとする。

3 第1項及び2項の規定にかかわらず、理事長の要請によるものも支給の対象とする。

4 報酬及び交通費支給要件の確認については、書面による出欠の回答をもってこれに充てる。

5 園長又は職員である理事には、この報酬及び交通費は支給しない。

6 評議員選任・解任委員会の外部委員は、委嘱に当たり所属する組織の定めによっては業務に対する報酬及び交通費について支給しないことがある。

(理事長の非常勤勤務に対する報酬および交通費の支給)

第4条 平成23年5月1日以降の堀川清理事の行う業務について、一定額の報酬及び旅費交通費実額を支給する。

2 前3条に規定する報酬及び交通費は支給しない。

(報酬の額)

第5条 報酬額について、第3条によるものの出席の他、理事等の業務命令に対して定めるものとし、別紙1のとおり支給する。

2 理事長の非常勤勤務に対する報酬額について、別紙2のとおり支給する。

(昼食代の額)

第6条 第三者委員の昼食代は、別表1のとおり支給する。

2 理事長の非常勤勤務に対する昼食代は支給しない。

(旅費交通費の額と基準)

第7条 理事等及び第三者委員の交通費は、別表1のとおり支給する。

2 理事長の非常勤勤務に対する交通費は、職員の旅費規定に準じる。

(支払日)

第8条 理事等の報酬及び交通費は、支給事由が発生する都度支払う。

2 第三者委員の交通費は、研修会出席当日又は後日にその都度支払う。

(報酬及び交通費の改訂)

第9条 理事等の報酬及び交通費は、学園の業績や経営内容、社会情勢等を考慮し、見直しを行うものとする。

2 第三者委員の交通費についても前項と同様とする。

3 理事長の非常勤勤務に対する報酬については、1年間の期間契約として毎年更新可能とし、業務の実態・有効性を勘案し、毎年見直すものとする。

附 則

1 この規定は、平成21年2月23日から施行する。

2 この規定は、平成23年度から改正施行する。

3 別表3に非常勤理事の業務を表記する。

4 この規定は、評議員会設置に係る定款改正の認可を得た後、評議員会の決議によって平成29年度から改正施行する。

5 第3条第6項の評議員選任・解任委員会の外部委員に関する規定は、令和3年3月4日から施行する。

(別表1)

1 報酬額

役員等の種別	職務等の内容	報酬額
理事	理事会の出席	5,000円
	研修会の出席	
	その他必要と認められるもの	
監事	理事会への出席	5,000円
	監事会(年度監査)の出席	
	指導監査の立会	
	評議員選任・解任委員会への出席	
	研修会への出席	
	その他必要と認められるもの	
評議員会	評議員会の出席	5,000円
	研修会への出席	
	その他必要と認められるもの	
評議員会選任・解任委員会の外部委員	評議員選任・解任委員会の出席 その他必要と認められるもの	5,000円

2 昼食代

1日につき 5,000円とする。

3 交通費

地 域	金 額
津市	1,000円
上記以外の三重県内	2,000円
三重県外	実費

(別表2)

1 報酬額 月額50,000円

2 旅費交通費 職員旅費規定による